停止処分者講習等に関する業務(停止処分者講習業務及び違反者講習業務)の資格認定基準

第1 目的

この基準は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第3号に規定する運転免許の保留、免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分を受けた者に対して行う講習(以下「停止処分者講習」という。)及び法第108条の2第1項第13号に規定する軽微違反行為を行い当該行為が法第102条の2に規定する政令で定める基準に該当することとなった者に対する講習(以下「違反者講習」という。)の受託法人の選定に必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

第2 資格認定の申請等

停止処分者講習業務及び違反者講習業務(以下「停止処分者講習等」という。) の委託を受けようとする法人には、別記様式第1「停止処分者講習等業務の受託 資格認定申請書」、別記様式第2「誓約書」及び必要に応じ、次に掲げる書類の 提出を求めるものとする。

- 1 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- 2 役員の氏名及び住所を記載した名簿
- 3 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書(後 見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記 事項証明書をいう。)
- 4 委託する停止処分者講習等業務に従事する者の経歴を記載した書面のほか、 その者が当該事務を行うために必要な能力を有することを証するに足りる書面
- 5 停止処分者講習等業務を行う組織の概要(組織体制及び指導員数等)を記載 した書面
- 6 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

第3 公安委員会の資格認定

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条の3の規定により石川 県公安委員会が、停止処分者講習等業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力 を有すると認める法人として認定する場合における当該認定は、別紙「停止処分 者講習等業務委託資格認定基準」のほか次に掲げる要件を審査して行うものとす る。

1 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業 務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力 を有するものと認められる者を含む。)のうちに、次に掲げるいずれかに該当 する者のいない法人

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな くなった日から起算して2年を経過しない者
- ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を 行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規 定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算し て2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

- 2 停止処分者講習等業務を行うため必要な能力を有する者が置かれている法人
- 3 停止処分者講習等業務を適正かつ確実に行うために必要な組織及び経理的基 礎を有する法人

第4 資格認定の通知

停止処分者講習等業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認めたときは、その法人に対し別記様式第3「停止処分者講習等業務の受託資格認定通知書」を交付するものとする。

第5 資格認定の取消し

資格認定を受けた法人が次の事項のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができるものとする。

- 1 第3の要件のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
- 2 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- 3 停止処分者講習等業務を行うのに不適格と思われる事項を認めたとき。

備

考

停止処分者講習等業務の受託資格認定申請書

		年	月	日
石川県公安委員会 殿				
停止処分者講習	主たる事務所の所在地 名 称 代表者の氏名 留等業務の受託資格の認定を申請します。			印
なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。				
(ふりがな)				
法人の名称				
主たる事務所				
の所在地	電話()	_	
法人の種類	1株式会社2有限会社34一般社団法人5その他(一般財団	团法人)
(ふりがな)				
代表者氏名				
	4	T		
受理年月日	年 月 日 受理番号			
添付書類	□ 定款・寄附行為等 □ 登記事項証明書 □ 役員の氏名及び住所を記載した名簿 □ 従事者の経歴を記載した書面その他能 □ 組織の概要を記載した書面 □ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表	力を証する	る書面	

誓 約 書

当法人は、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、 顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社 員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認めら れる者を含む。)のうちに次に掲げるいずれかに該当する者のある法人

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うお それがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

石川県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

印

停止処分者講習等業務の受託資格認定通知書

年 月 日

殿

石川県公安委員会

停止処分者講習等業務の受託資格の審査をした結果、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条の3に規定する停止処分者講習等業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人と認められたので通知する。

停止処分者講習等業務委託資格認定基準

件 要 確 書 類 認 1 法人等の設立目的 定款若しくは寄附行為 道路における交通の安全に寄与することを目的と • 登記事項証明書 する一般社団法人又は一般財団法人その他の者であ · 財務諸表(貸借対照表、損 ること。 益計算書等) • 組織表 2 停止処分者講習等の実施に必要な組織、設備及び 能力 • 指導員体制表 (1) 組織 • 指導員名簿 ア 石川県内に本店、支店等(以下「事務所等」 (所有する運転免許、指導 という。)を有すること。 経験期間が記載されている イ 停止処分者講習等を実施するため、業務管理、 こと。) 講習指導員の指導及び監督等を行う体制がとれ ること。 ウ 講習場所(石川県運転免許センター)に講習 区分ごとの講習指導員を必要数配置し、各講習 を実施できること。 誰 漝 \overline{X} 講習指導員数 分 長期講習及び中期講習 4人以上 短期講習及び違反者講習 ○ 講習実施日(年末年始休日及び祝日を除く。) ・ 長期 週1回(月、火の2日連続) ・ 中期 週1回(水、木の2日連続) 短期 週3回(月、水、金の各1日) 違反 週2回(火、木の各1日) (2) 能力 · 指導員体制表 講習指導員は下記の資格及び要件を満たす講習 • 指導員名簿 指導員を4人以上確保できること。 (所有する運転免許、指導 経験期間が記載されている (指導員の資格・要件)

講習指導員は人格、知識、経験及び教育能力等に おいて適格性があると認められる者で次の事項に該 当する者であること。

ア 25歳以上の者であること。

イ 講習における指導に用いる自動車等を運転す ることができる免許(仮免許を除く。)を現に こと。)

受けている者であること。

- ウ次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 運転適性指導について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、 高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者
 - ② 法第117条の2の2第9号の罪を犯し罰金 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又 はその執行を受けることがなくなった日から 起算して2年を経過していない者
 - ③ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(②に規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- エ次のいずれにも該当する者であること。
 - ① 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
 - (ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を 受け、運転適性指導に関する業務に従事し た経験の期間がおおむね1年以上ある者
 - (イ) 公安委員会が運転適性指導に関する業務 に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技能、 知識及び経験を有すると認める者
 - ② 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。
 - (ア) 普通自動車に係る教習指導員資格者証及 び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係 る教習指導員資格者証の交付を受け、自動 車の運転に関する技能及び知識の教習に従 事した経験の期間がおおむね1年以上ある 者
 - (イ) 普通自動車に係る届出教習所指導員課程 及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に 係る届出教習所指導員課程を修了し自動車 の運転に関する技能及び知識の教習に従事 した経験の期間がおおむね1年以上ある者
 - (ウ) 公安委員会が自動車の運転に関する技能 及び知識の指導に関し、(ア)又は(イ)に掲げ る者と同等以上の技能、知識及び経験を有

すると認める者

- オ次のいずれかに該当する者であること。
 - ① 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者
 - ② 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修)を終了した者